

愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成 20 年 11 月

(令和 2 年 6 月改訂)

愛媛県

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

- 第 1 節 計画策定の趣旨
- 第 2 節 計画の対象及び期間
- 第 3 節 本計画と他の計画の関係
- 第 4 節 計画の見直

第 2 章 P C B 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 第 1 節 保管されている P C B 廃棄物の現状
- 第 2 節 使用中の P C B 製品等の現状
- 第 3 節 P C B 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第 3 章 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

- 第 1 節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理
- 第 2 節 低濃度 P C B 廃棄物の処理
- 第 3 節 P C B 廃棄物の収集運搬体制

第 4 章 P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

- 第 1 節 愛媛県の役割
- 第 2 節 市町の役割
- 第 3 節 保管事業者の役割
- 第 4 節 所有事業者の役割
- 第 5 節 収集運搬業者の役割
- 第 6 節 国の役割
- 第 7 節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割
- 第 8 節 無害化処理認定業者の役割

第 5 章 その他

- 第 1 節 P C B の使用された部品を含む家電製品の処理

参考

用語集

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

愛媛県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特別措置法」という。）第 7 条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の推進に関し必要な事項を定め、愛媛県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進し、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定する。

2 計画策定の経緯

PCB は、熱で分解しにくく、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的な安定性を有する物質であり、昭和 29 年から国内でも生産され、熱媒体、変圧器及びコンデンサー等の絶縁油や感圧複写紙等、幅広い分野で使用されていたが、昭和 43 年に発生したカネミ油症事件を契機に、PCB の有害性が社会問題化したことから、国の指導により国内では、昭和 47 年から製造中止となり、昭和 49 年以降、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）により製造・輸入が事実上禁止された。

その後、高圧変圧器や高圧コンデンサーをはじめとした PCB 廃棄物については、その処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされず、事業者において保管が行われてきたが、処分のめどが立たないまま長期にわたる保管が継続する中で、PCB 廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このような状況において、PCB 廃棄物による環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13 年 6 月に PCB 特別措置法が公布・施行された。

その後、国は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用し、全国 5 箇所に整備した高濃度 PCB 廃棄物の処理施設において、高濃度 PCB 廃棄物の適正な処理を開始した。

一方、PCB 特別措置法施行後の平成 14 年、PCB を使用していないとされる変圧器やコンデンサーから微量の PCB が検出されるものがあることが判明したことから、国は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）において無害化処理認定制度の対象に低濃度 PCB 廃棄物を追加し、当該制度等を活用した処理を開始した。

しかしながら、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における処理が想定どおりに進まないことや、低濃度 PCB 廃棄物が大量に存在することが判明した

ことなどを踏まえ、P C B 廃棄物の処分期間を延長するとともに、高濃度 P C B 廃棄物については、計画的処理完了期限と事業終了準備期間が定められた。更に、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、計画的処理完了期限前の処分期間内に高濃度 P C B 廃棄物・高濃度 P C B 使用製品を処分委託又は廃棄すること等の義務付け、都道府県知事の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度 P C B 廃棄物の処分の代執行等の規定を盛り込んだ P C B 特別措置法の一部改正が平成 28 年 5 月に行われた。

また、国は、橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物等については、P C B 濃度が 5,000 mg/kg から 100,000 mg/kg 程度のものも存在し、こうした汚染物等が大量に発生する事案があることなどから、可燃性の汚染物等の処理体制の構築に向けた焼却実証試験の結果を踏まえ、令和元年 12 月にこれらの汚染物等を無害化処理認定制度の対象に追加した。

第 2 節 計画の対象及び期間

1 計画の対象

本計画は、愛媛県内にある P C B 廃棄物及び P C B 使用製品を対象とする。

2 計画期間

本計画の期間は、平成 20 年 11 月を初年度とし令和 9 年 3 月までとする。

3 処分期間等

- ① P C B 廃棄物及び P C B 使用製品のうち、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が北九州市に設置している高濃度 P C B 廃棄物処理施設（以下「北九州事業所」という。）の処理対象となる高濃度 P C B 廃棄物・高濃度 P C B 使用製品については、表 1 に掲げる計画的処理完了期限を確実に達成するため、処分期間内に処分委託又は廃棄しなければならない。ただし、処分期間の末日から起算して 1 年を経過した日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する場合は、当該期日までに委託処分又は廃棄しなければならない。

表 1 高濃度 P C B 廃棄物及び高濃度 P C B 使用製品の処分期間等

P C B 廃棄物の種類	処分期間	計画的処理完了期限
変圧器・コンデンサー等	平成 28 年 8 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日

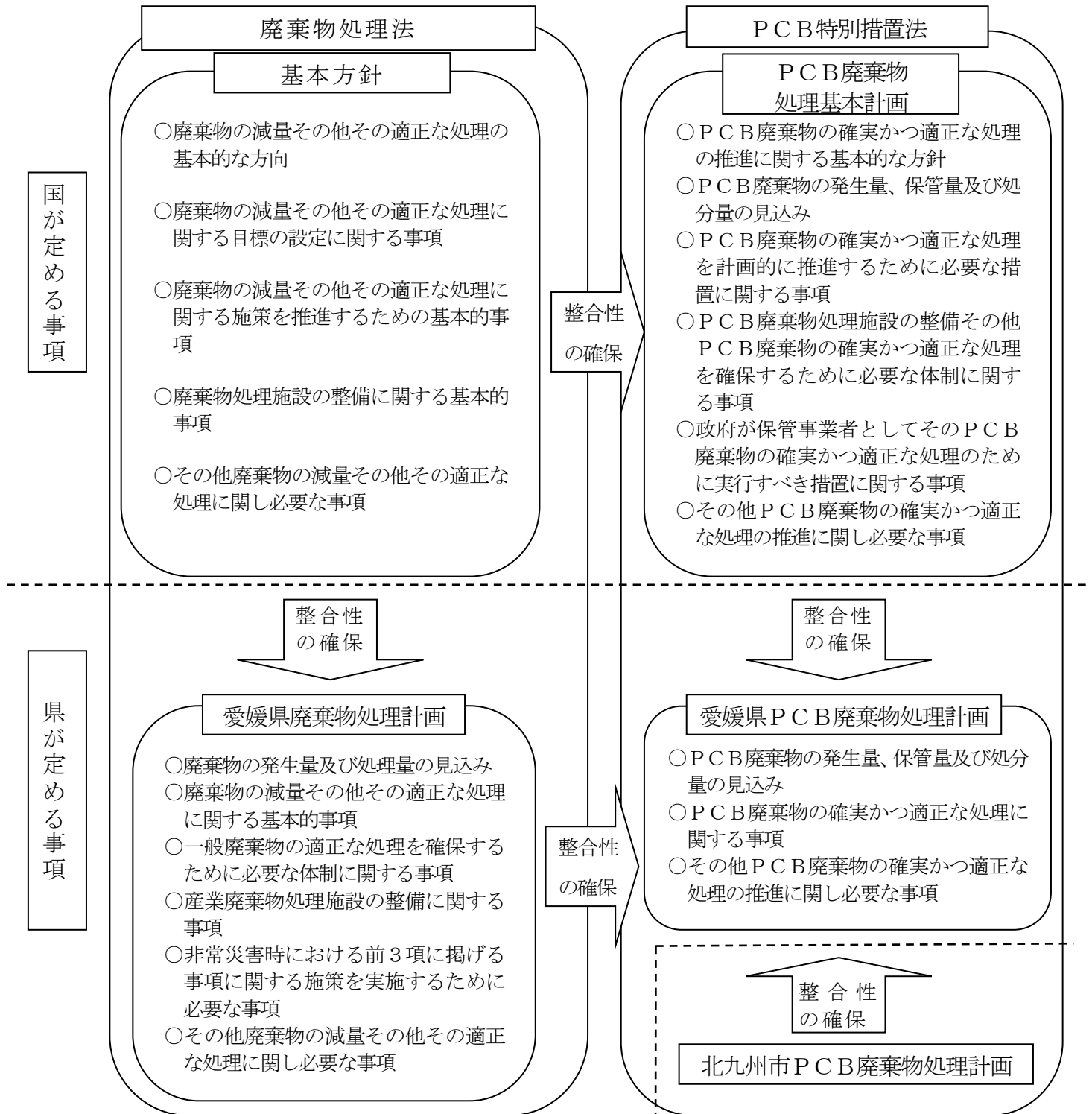
安定器・汚染物等	平成 28 年 8 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 3 月 31 日
----------	----------------------------------------	-----------------

②北九州事業所の処理対象とならない低濃度 P C B 廃棄物については、令和 9 年 3 月 31 日までに、自ら処分し、又は他人に委託しなければならない。

第3節 本計画と他の計画の関係

本計画と他の計画の関係は、次の図1のとおり。

図1 愛媛県PCB廃棄物処理計画と他の計画等との関係



第4節 計画の見直し

本計画は、国のPCB廃棄物処理基本計画又は愛媛県廃棄物処理計画の改定等を勘案し、必要な時期に見直す。

第2章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第1節 保管されているPCB廃棄物の現状

県内の事業場においてPCB廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、PCB特別措置法第8条の規定により、毎年度、保管状況等を愛媛県知事又は松山市長に届け出ることが義務付けられている。

この届出内容を集計した県内のPCB廃棄物の保管量は、表2のとおりである。

表2 県内におけるPCB廃棄物の保管量

PCB廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明		単位
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	
変圧器 (トランス)	0	0	157	451	2	2	台
コンデンサー (3kg以上)	2	2	58	322	2	2	台
コンデンサー (3kg未満)	4	5	7	3,088	0	0	台
柱状変圧器 (柱状トランス)	0	0	0	0	0	0	台
安定器	49	7,712	5	38	4	49	個
PCBを含む油	0	0	36	3,628	0	0	kg
OFケーブル	0	0	1	53,280	0	0	kg
その他の機器	1	1	56	133	1	390	台
感圧複写紙	0	0	0	0	0	0	kg
ウエス	2	1	9	297	0	0	kg
汚泥	0	0	3	77	0	0	kg
塗膜	0	0	0	0	0	0	kg
その他	3	816	24	1,989	2	38	kg

注1) 平成31.3.31現在の状況である。

注2) PCBを含む油等で、容量で計上されているものについては、1L=1kgとして換算

注3) 「その他の機器等」とは変圧器、コンデンサー以外の放電コイル等の機器類をいう。

注4) 「その他」とはPCBに汚染された金属部品やPCBが付着した容器等をいう。

注5) 重量で集計しているものは、小数点第1位で四捨五入

注6) 届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下のとおり廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器（トランス）」は、1,600kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg以上）」は、54kgを1台
- ・「コンデンサー（3kg未満）」は、0.26kgを1台
- ・「安定器」は、2.8kg又は0.01缶をそれぞれ1台

第2節 使用中のPCB製品等の現状

PCB使用製品を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）により届出されたPCB使用製品の種類別の使用量は、表3のとおりである。

表3 県内におけるPCB使用製品の使用状況

PCB廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明		単位
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	
変圧器 (トランス)	0	0	116	489	3	16	台
コンデンサー (3kg以上)	0	0	11	41	3	3	台
コンデンサー (3kg未満)	0	0	0	0	1	7	台
柱状変圧器 (柱状トランス)	0	0	2	3	0	0	台
安定器	4	307	0	0	2	60	個
PCBを含む油	0	0	0	0	0	0	kg
OFケーブル	0	0	0	0	0	0	kg
その他の機器	0	0	14	82	1	3	台
感圧複写紙	0	0	0	0	0	0	kg
ウエス	0	0	0	0	0	0	kg
汚泥	0	0	0	0	0	0	kg
塗膜	0	0	0	0	0	0	kg
その他	1	43	6	657	0	0	kg

注1) 平成31.3.31現在の状況である。

注2) PCBを含む油等で、容量で計上されているものについては、1L=1kgとして換算

注3) 「その他の機器等」とは変圧器、コンデンサー以外の放電コイル等の機器類をいう。

注4) 「その他」とはPCBに汚染された金属部品やPCBが付着した容器等をいう。

注5) 重量で集計しているものは、小数点第1位で四捨五入

注6) 届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下のとおり廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

・「安定器」は、2.8kg又は0.01缶をそれぞれ1台

第3節 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

使用中のPCB使用製品も将来的にはPCB廃棄物となることから、表4のとおり、現在使用中のPCB使用製品を今後の発生量とし、当該発生量に現在保管中のPCB廃棄物の保管量を加えたものを、PCB廃棄物の処分量として見込むものである。

表4 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

PCB廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明		単位
	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	保管事業場数	保管量	
変圧器 (トランス)	0	0	273	940	5	18	台
コンデンサー (3kg以上)	2	2	69	363	5	5	台
コンデンサー (3kg未満)	4	5	7	3,088	1	7	台

柱状変圧器 (柱状トランス)	0	0	2	3	0	0	台
安定器	53	8,019	5	38	6	109	個
P C Bを含む油	0	0	36	3,628	0	0	kg
O Fケーブル	0	0	1	53,280	0	0	kg
その他の機器	1	1	70	215	2	393	台
感圧複写紙	0	0	0	0	0	0	kg
ウエス	2	1	9	297	0	0	kg
汚泥	0	0	3	77	0	0	kg
塗膜	0	0	0	0	0	0	kg
その他	4	859	30	2,646	2	38	kg

注1) 平成31.3.31現在の状況である。

注2) P C Bを含む油等で、容量で計上されているものについては、1 L = 1 kgとして換算。

注3) 「その他の機器等」とは変圧器、コンデンサー以外の放電コイル等の機器類をいう。

注4) 「その他」とはP C Bに汚染された金属部品やP C Bが付着した容器等をいう。

注5) 重量で集計しているものは、小数点第1位で四捨五入

注6) 届出時に台数の情報がなく重量等の情報が記載されている場合、以下のとおり廃棄物の種類に応じ仮定をおいて集計した。

- ・「変圧器 (トランス)」は、1,600 kgを1台
- ・「コンデンサー (3 kg以上)」は、54 kgを1台
- ・「コンデンサー (3 kg未満)」は、0.26 kgを1台
- ・「安定器」は、2.8 kg又は0.01 缶をそれぞれ1台

第3章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

第1節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理

1 高濃度PCB廃棄物の広域的な処理体制の確保

国は、PCB廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が、全国5箇所に高濃度PCB廃棄物処理施設を整備することにより、広域的に処理する体制を構築しており、本県の高濃度PCB廃棄物については、北九州事業所で処理を行うこととなっている（表5）。

なお、北九州事業所における広域的な処理を計画的に推進するため、関係県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社で構成する北九州PCB廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会（以下「広域協議会」という。）を設置するとともに、PCB使用製品に適切に対応するため、環境省、経済産業省、関係県市、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係団体など関係者による北九州地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会（以下「関係者連絡会」という。）を開催している。

表5 北九州事業所におけるPCB廃棄物処理事業の概要

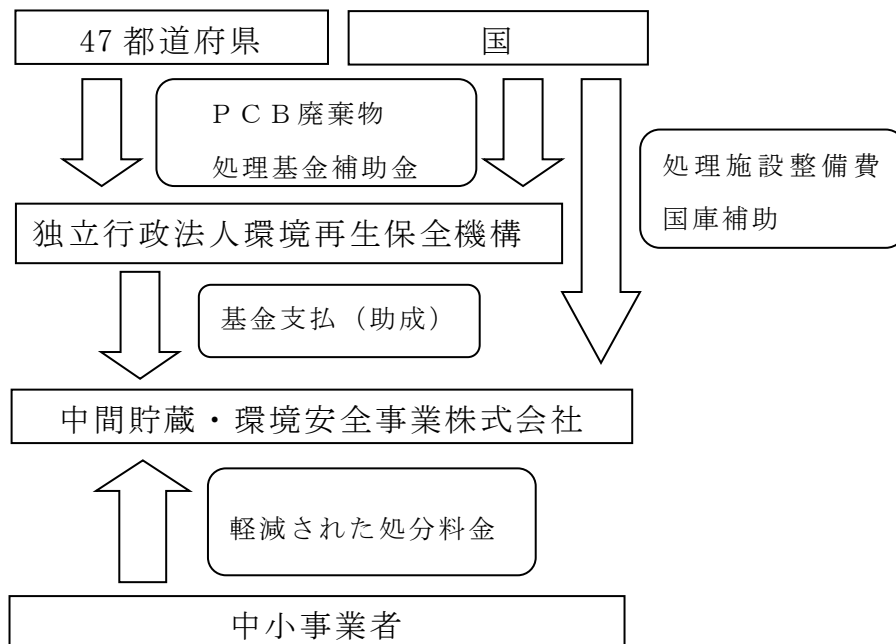
所在地	福岡県北九州市若松区響町一丁目 62 番 24 号	
計画的処理 完了期限	平成 31 年 3 月 31 日（高圧変圧器・コンデンサー等） 令和 4 年 3 月 31 日（安定器等・汚染物）	
事業終了 準備期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（高圧変圧器・コンデンサー等） 令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日（安定器等・汚染物）	
処理施設	第 1 期事業	能力：1.0 t / 日（PCB 分解量）
		方式：脱塩素化分解方式
		操業：平成 16 年 12 月開始
	第 2 期事業	能力：①0.5 t / 日（PCB 分解量） ②5.2 t / 日 × 2 系列（PCB 汚染物）
		方式：①脱塩素化分解方式 ②プラズマ熔融方式
		操業：①平成 21 年 6 月開始 ②平成 21 年 7 月開始

2 高濃度PCB廃棄物処理費用の軽減措置

北九州事業所における高濃度PCB廃棄物の処分費用は、通常の廃棄物と比して相当高額になることから、中小事業者の負担軽減等を目的として、独立行政法人環境再生保全機構に、国及び都道府県からの補助金によって、「PCB廃棄物処理基金」を設けている（図2参照）。

この基金を活用して、中小事業者は負担軽減措置（処分料金の軽減）を受けることができる。

図2 PCB廃棄物処理補助金の概要



第2節 低濃度PCB廃棄物の処理

1 低濃度PCB廃棄物の処理体制の確保

低濃度PCB廃棄物については、国は、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可に加え、同法の無害化処理認定制度の対象に低濃度PCB廃棄物を追加することにより、処理体制の整備を図っている。

2 低濃度PCB廃棄物に関する情報提供等

低濃度PCB使用製品に該当する可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるPCB汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、PCB汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気機器等にPCB汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のPCBの濃度を測定する等の適切な方法により、PCBにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

電気機器等が廃棄物となったもの（以下「廃電気機器等」という。）に係る産業廃棄物処分業者は、低濃度PCB廃棄物を誤って処分しないよう、国、県、松山市及び電気機器等を製造した者等から提供される情報に注意し、必要に応じ排出事業者に対してPCBにより汚染されているかどうかを確認するなどの必要な措置を講じなければならない。

県及び松山市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処分業者に対して、低濃度PCB廃棄物が不適正に保管及び処理されることがないように情報提供に努めるものとする。

3 PCB含有塗膜の継続的な調査

PCBは、その優れた耐食性、耐水性等により、一部の塗料に使用されており、当該塗料が塗装された道路橋等の鋼構造物の塗膜からPCBが検出されている。これらのPCB含有塗膜の大部分は低濃度PCB廃棄物となると考えられる。県及び県内市町は、平成30年11月よりPCBを含有した塗料が使用された施設を対象に実施しているPCB含有塗膜に係る調査を継続的に実施し、実態把握に努める。

また、調査により把握されたPCB含有塗膜については、周辺環境の保全や作業者の安全確保にも配慮して適切に剥離作業を実施し、PCB特別措置法、廃棄物処理法をはじめとする関係法令に基づき、その濃度に応じ適正に処理するものとする。

第3節 PCB廃棄物の収集運搬体制

1 高濃度PCB廃棄物の収集運搬体制

高濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に進めるためには、広域かつ計画的な収集運搬の体制を確保することが必要不可欠であるため、国は、高濃度PCB廃棄物の収集運搬を行う者が、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守し、安全かつ効率的な高濃度PCB廃棄物の収集運搬を確保するために必要な技術的事項を明確化した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成16年3月策定、平成23年8月改訂）を策定している。当該ガイドラインでは、高濃度PCB廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階における高濃度PCB廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方針についても明らかにしている。

また、高濃度PCB廃棄物の収集運搬体制の整備に当たっては、少量の高濃度PCB廃棄物を保管する事業者が多数存在すること、高濃度PCB廃棄物の種類が多岐にわたること、北九州事業所処理施設の規模に応じて適正かつ計画的な搬入が確保されるようにする必要があること等を踏まえ、北九州事業所処理施設の能力に見合った収集運搬ができる体制とすることが重要である。

このため、北九州事業所への計画的な収集運搬、対象となる高濃度PCB廃棄物の種類、数量、運搬手段、運搬経路及び保管事業者に対する指導方針並びに緊急時の連絡体制等については、広域協議会等において、十分な協議、調整を行うこととなっている。

2 低濃度PCB廃棄物の収集運搬体制

低濃度PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に進めるため、国は、低濃度PCB廃棄物の収集運搬を行う者が、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守し、安全かつ効率的な収集運搬を確保するために必要な技術的事項を明確化した「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成25年6月策定、令和元年12月改訂）を策定している。当該ガイドラインでは、積込み及び積下し等収集運搬の各段階における低濃度PCB廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方針についても明らかにしている。

第4章 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

第1節 愛媛県の役割

1 PCB廃棄物等の実態把握及び指導等

これまでにPCB廃棄物の紛失等が発生している状況を鑑み、PCB廃棄物の保管及び処分の状況並びに高濃度PCB使用製品（電気事業法の電気工作物に該当するものを除く。）の所有の状況を実地に把握するとともに、国が定めた「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」を活用するなど未届けのPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を網羅的に把握するための調査を行った上で、未届けのPCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品がないよう保管事業者及び所有事業者に届出を徹底させ、処分までの間の適正な保管及び処分期間内の処分完了を指導する。

なお、掘り起こし調査に当たっては、関係者連絡会を活用し、関係者間における情報交換等により、その効率化を図るとともに、PCB特別措置法に基づく報告徴収や立入検査の権限を積極的に活用して実態把握の徹底を図る。

また、PCB含有電気工作物を使用している事業者は、電気関係報告規則（昭和46年通商産業省令第54号）により、中国四国産業保安監督部へPCB含有電気工作物設置の報告が義務付けられているため、同部から情報提供を受けて、使用実態の把握に努める。

収集運搬事業者に対しては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づく対策を確実に実施させるとともに、高濃度PCB廃棄物を収集運搬する事業者に対しては、北九州事業所に係る受入基準の遵守の徹底についても指導する。

2 計画的処理を行うための調整について

計画的なPCB廃棄物の処理及びPCB使用製品の廃棄に努めるものとし、特に北九州事業所における円滑な処理を確保するため、高濃度PCB廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、広域協議会及び関係者連絡会等を通じて関係県市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社等と十分な協議及び調整を行う。

さらに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社への登録手続及び処分委託が円滑かつ迅速に行われるよう、同社との連携を密にし、情報を共有するとともに、高濃度PCB廃棄物保管事業者の処理状況を踏まえ、必要な場合には速やかに、PCB特別措置法に基づく改善命令を発出し、処理を確実に進める。

また、処分期間内はもとより、一日も早い処分完了を目標とし、北九州市が講じる事業にも積極的に協力する。

3 県民、事業者等の理解を深めるための方策について

P C B 廃棄物の処理体制やその計画的な処理に関する情報等を県のホームページ等の媒体を活用して公開し、県民の理解を促進するとともに、保管事業者及び所有事業者に対しては、P C B 廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、P C B 廃棄物に係る関係法令に関する情報、P C B 廃棄物処理施設に関する情報等を県のホームページ等を通じて積極的に提供する。

また、保管事業者及び所有事業者の一日も早い処分等を求めるため、県自らが保管・所有する高濃度 P C B 廃棄物及び高濃度 P C B 使用製品を早期に処分するとともに、低濃度 P C B 廃棄物の処分委託及び低濃度 P C B 使用製品の廃棄又は P C B の除去を確実にかつ可及的速やかに行う。

第 2 節 市町の役割

松山市は、本計画で掲げた処分期間内に処分を完了するため、同市内における前節に掲げる役割を担うとともに、県と連携・協力し、P C B 廃棄物の確実にかつ適正な処理の推進に努める。

その他の市町においても、本計画を円滑に進めるため、国及び県が実施する P C B 廃棄物の処理に関する施策・取組に対して、積極的に協力する。

第 3 節 保管事業者の役割

保管事業者は、廃棄物処理法及び P C B 特別措置法に基づき、P C B 廃棄物を適正に保管、処分することが義務付けられている。

保管中の P C B 廃棄物は、P C B の漏洩等による生活環境保全上の支障が生じないように保管場所を確保し、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置するなど適正な管理体制の下、保管しなければならない。

処分に当たっては、本計画に基づいて、保管の状態に応じ、適正かつ安全な収集運搬がなされるよう必要な対策を講じ、本計画の処分期間内に確実に処分されるようにしなければならない。

また、保管事業者は、P C B 特別措置法に基づき、毎年、P C B 廃棄物の保管及び処分の状況等について愛媛県知事又は松山市長に届け出なければならないほか、全ての P C B 廃棄物の処分を終えた際は、その旨を届け出なければならない。

第 4 節 所有事業者の役割

所有事業者は、P C B 使用製品からの P C B の漏洩、飛散又は P C B 使用

製品の紛失等が発生しないように適正に管理するとともに、処分期間内に廃棄しなければならない。

また、高濃度PCB使用製品の所有事業者は、PCB特別措置法に基づき、毎年、高濃度PCB使用製品の廃棄の見込み等について愛媛県知事又は松山市長に届け出なければならないほか、全ての高濃度PCB使用製品を廃棄した際は、その旨を届け出なければならない。ただし、電気事業法の電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品については、同法及び関係省令の規定に基づき、PCB特別措置法と同様の措置を講じなければならない。

なお、PCB使用製品廃棄後は、保管事業者としての役割を果たさなければならない。

第5節 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、PCB特別措置法その他関係法令等の各種安全基準を遵守し、関係自治体の指導に従わなければならない。

さらに、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」並びに北九州事業所に係る受入基準を遵守し、緊急時対応マニュアルの作成、運搬に直接従事する者への教育等を行う必要がある。

また、PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を実施するために、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の搬入調整等に協力する。

第6節 国の役割

国は、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、処理体制の整備その他必要な措置を総合的かつ計画的に推進するものとされ、事業主体である。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社を監督する等の役割を担っている。

第7節 中間貯蔵・環境安全事業株式会社の役割

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、高濃度PCB廃棄物処理事業の事業主体として、高濃度PCB廃棄物を安全かつ確実に処理し、高濃度PCB廃棄物の処理に関する安全対策、環境保全対策などの情報を積極的に公開する。

また、広域協議会や関係者連絡会等において関係縣市と相互に協力、連携して広域処理を円滑に推進するとともに、保管事業者、収集運搬業者に対し、円滑な処理の推進に必要な情報を提供する。

第 8 節 無害化処理認定業者の役割

無害化処理認定業者は、廃棄物処理法、PCB 特別措置法その他関係法令等の各種安全基準を遵守し、低濃度 PCB 廃棄物を安全かつ確実に処理する。

さらに、「低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドラインー焼却処理編ー」等を遵守し、緊急時対応マニュアルの作成、維持管理に直接従事する者への教育・訓練等を行う。

第5章 その他

第1節 PCBの使用された部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む家電製品である可能性があるため、市町は廃家電製品等の処理に際しては、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いに留意する必要がある。

また、家電製品の製造者が取外したPCBを使用した部品は家電製品の製造者の責任の下に保管されており、PCB廃棄物として適正に処理されるものである。

参考

用語集

(1) P C B

ポリ塩化ビフェニル (Poly Chlorinated Biphenyl : P C B) の略称

(2) P C B 特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成 13 年法律第 65 号)

(3) P C B 処理基本計画 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

P C B 特別措置法第 6 条の規定により、国が定めた P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

(4) P C B 廃棄物

P C B、P C B を含む油又は P C B が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が、廃棄物となったもの (環境に影響を及ぼすおそれの少ないものを除く。) をいい、代表的なものは、次のとおりである。

ア 変圧器 (トランス)

変圧器とは、送られてきた電流の電圧を変える装置のこと。内部の絶縁油に P C B を使用していたものが該当する。受電電圧が交流では、600 V、直流では、750 V を超えるものを高圧変圧器と言い、それ以下を低圧変圧器という。

イ コンデンサー

コンデンサーとは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整するなどの役割を果たす装置のこと。内部の絶縁油に P C B を使用していたものが、該当する。受電電圧が交流では、600 V、直流では、750 V を超えるものを高圧コンデンサーといい、それ以下を低圧コンデンサーという。

ウ 安定器

蛍光灯等を安定して点灯させるために必要な機器。内部にコンデンサーがあり、その中の絶縁油として P C B を使用していたものが該当する。

エ P C B 油

P C B 濃度 100% の油

オ P C B を含む油

変圧器油や熱媒体油など P C B を含んだ油。P C B の濃度は、用途によって様々である。なお、変圧器油の場合で、約 60% の P C B を含んで

いる。

カ 汚泥

PCBによって汚染された汚泥及び汚泥類似のもの。汚染土壌も、含まれる。

キ ウエス

PCBを含んだウエス及びウエス類似のものと判別できるもの。PCBを含んだ雑巾など。

(5) 高濃度PCB廃棄物

次に掲げる廃棄物をいう。

○PCB原液が廃棄物となったもの

○PCBを含む油が廃棄物となったもののうち、PCBの割合が0.5%を超えるもの

○PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となったもののうち、PCBを含む部分に含まれているPCBの割合が以下の基準を超えるもの

- ・金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他PCBが付着し、又は封入されたもの：5,000mg/kg
- ・汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他PCBが塗布され、又は染み込んだもの：100,000 mg/kg
- ・廃プラスチック類のうち、PCBが付着し、又は封入されたもの：100,000 mg/kg

(6) 低濃度PCB廃棄物

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年7月環境省告示第98号）第2条第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。

(7) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）に基づき、国が100%出資して設立した株式会社。

PCB処理基本計画に基づく全国5箇所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道）の拠点的広域処理施設を整備し、PCB廃棄物の処理を行っている。

(8) 独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）に基づき設立された独立行政法人。公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援等の業務を行っており、P C B 廃棄物処理基金の造成を行っている。

(9) 脱塩素化分解方式

薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応により P C B を分解する方法

(10) プラズマ溶融方式

プラズマによる高温下で、P C B を分解する方法